

# コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日：2026年6月26日

株式会社ヒューマンアジャスト

代表取締役社長 根岸 靖

問合せ先：取締役管理部長 眞木 裕  
(03)6258-1291

U R L : <https://human-adjust.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループのビジョンである「施術者の地位向上と業界の発展」に向け、従業員の士気を高め、地域医療の入り口として顧客や地域社会から信頼され、株主や債権者の皆様の信用を守る企業であり続け、以って持続的に企業価値を向上させることを目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
根岸 靖	299,800	99.93%
上田 宗則	100	0.03%
キャロットキャピタル株式会社	100	0.03%

支配株主名	根岸 靖
-------	------

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	—

### 3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。

このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三谷 淳	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三谷 淳	—	—	同氏は弁護士であり、法律家としての専門知識と幅広い見識に基づき、独立した立場から、法務面のみならず当社の業務執行全般に対する監督、助言等をいただくことを期待して選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役及び内部監査責任者は、定期的に情報交換、意見交換等を実施し、相互に連携を図っております。</p> <p>また、当社は、当社は、会計監査人を設置しており、監査法人コスモスとの間で監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。また、同監査法人より、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。</p> <p>監査役、内部監査責任者及び会計監査人は、四半期ごとに三様監査連絡会を開催しており、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果等について、相互に情報共有及び意見交換を実施し、連携を図っております。</p>
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福野 美和	弁護士													
加藤 裕司	公認会計士													
山崎 和弘	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福野 美和	—	—	同氏は弁護士であり、法律に関する専門的な知識と、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な顧問経験に基づく知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけることを期待して選任しております。
加藤 裕司	—	—	同氏は公認会計士であり、大手監査法人や税理士法人等での勤務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけることを期待して選任しております。
山崎 和弘	—	—	同氏は、大手生命保険会社の経理・財務部門及び内部監査部門における長年の経験のほか、常勤監査役としての経験を有しており、また、米国公認会計士、公認内部監査人等の資格を有しております。これらの知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけることを期待して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

<p>(1) 業績連動報酬制度          当社の業績及び企業価値向上へのインセンティブとして、取締役（社外取締役を除く。）の金銭報酬に業績連動型の報酬を導入し、基本報酬と業績連動報酬の構成としております。なお、業績連動報酬は、2026年7月分の報酬より適用されます。          基本報酬と業績連動報酬の割合、当該業績連動報酬に係る指標及び当該業績連動報酬の額の決定方法については、【取締役報酬関係】「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご覧ください。</p> <p>(2) ストックオプション制度          2026年6月25日の第19回定時株主総会において、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めより一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的とした、取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプション報酬を決議いただいております。また、2026年6月25日の取締役会において、ストックオプションとしての新株予約権の発行を決議しており、取締役への割当て予定数は57個（目的となる株式数5,700株）となっております。          なお、当該新株予約権の割当日は、2027年7月10日を予定しております。</p>
---

ストックオプションの付与対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

<p>ストックオプションの付与は、会社の業績向上に対するインセンティブであるとの認識のもと、業務執行取締役のみならず従業員にまで付与対象者の範囲を広げることが効果的かつ合理的であると考えております。</p>
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

年間報酬が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 基本方針          当社の取締役の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう、当社の業績とも連動した報酬体系とし、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえた基本報酬及び業績連動報酬（賞与）から構成する。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。</p> <p>(2) 基本報酬の額の決定に関する方針          取締役の基本報酬は金銭報酬とし、役位、職責、経営への貢献度その他会社の業績等を総合考慮して決定する。          基本報酬の支給は、月例の固定報酬とする。</p> <p>(3) 業績連動報酬の額の決定に関する方針          取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬は金銭報酬とし、年度の連結業績及び個別目標（以下「業績目標」という。）の達成率に応じて算出された額とする。          業績目標の指標は、単年度予算、中期経営計画との整合性及び継続的な持続的な成長への寄与度を勘案し選定するものとし、具体的な指標、ウェイト及び達成度による変動幅については、経営環境の変化に応じて、役員報酬事務局の答申に基づき取締役会にて決定するものとする。          業績連動報酬の支給は、賞与として、毎年一定の時期に支給する。</p> <p>(4) 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針          取締役（社外取締役を除く。）について、報酬等の種類ごとの割合は、業績目標100%達成時において、取締役の職位ごとに、次の割合をおおよその目安とする。          ・代表取締役 基本報酬85：業績連動報酬15          ・取締役（無役） 基本報酬90：業績連動報酬10</p> <p>(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項          各取締役の具体的な基本報酬の額並びに賞与の個人別の業績評価及び額については、その過半数が社外役員で構成される役員報酬事務局において評価・算定を行い、その結果を基に、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、役員報酬事務局の答申を得たうえで、決定するものとする。          取締役会は、代表取締役社長による決定が本方針に沿ったものであることを確認するものとする。</p>
---

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、取締役会等の重要会議の資料の事前配布にあたっては、十分に検討する時間が確保できるよう早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。
--

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

### (1) 取締役会

当社は、3名の常勤取締役（すべて業務執行取締役）及び非常勤取締役1名（社外取締役）の計4名で構成される取締役会を設置しております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

### (2) 監査役会及び監査役

当社は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名（すべて社外監査役）で構成される監査役会を設置し、日常的な経営活動の監査を効率的かつ組織的に行っております。なお、定例監査役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時監査役会が開催され、取締役の法令及び定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は、監査役会規程に基づき、重要書類の閲覧及び役員への質問等の手続きをとって、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

### (3) 内部監査

当社は、独立した内部監査専任部門は設けておりませんが、社長が任命する内部監査責任者及び内部監査担当者が、内部監査規程に基づき監査計画を作成のうえ、業務監査を行っております。内部監査責任者及び内部監査担当者は、自己の属する部門の監査は担当せず、クロス監査を行うことにより、独立性と実効性を確保しております。

各部門の監査結果については、内部監査責任者より社長に対し報告され、改善を要する事項があった場合は、社長より各部門長へ改善指示書を発する体制をとっております。また、定期的に、内部監査責任者から取締役会に直接報告する機会を設けております。

### (4) 会計監査人

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。また、2026年6月25日付で、当社は会計監査人設置会社となり、監査法人コスモスを会計監査人に選任しており、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき監査を受けることとなっております。同監査法人は、会計監査人として必要な独立性を確保し、専門性の維持向上に努め、会計監査を適正に実施するために必要な監査の品質管理の基準を遵守しているものと認識しております。

### (5) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項の報告・共有・審議を行い、コンプライアンス推進及びリスク管理を推進することを目的として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。当委員会は、社長を委員長、管理担当取締役を副委員長とし、常勤取締役、常勤監査役及び内部監査責任者を常任の委員として構成されており、原則として四半期に1回定期会合を開催するほか、必要な場合は委員長の招集により都度開催することとしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社グループの事業内容及び会社規模に鑑み、効率的な経営の追求と経営監視機能が適切に機能する体制を確保することを目的として、企業統治の体制を整備する方針としております。

現在の当社の状況を鑑みると、当社の事業や内部情報に精通している社内取締役及び専門的かつ豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会と、社外監査役を含む監査役会による企業統治体制が適切と考えております。なお、業務執行の決定を行う取締役会と、取締役の業務執行状況監査を行う監査役会を切り分けることで、より牽制機能を発揮することができると考え、監査役会設置会社を選択しております。

### Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月に株主総会を開催しておりますが、多くの株主が出席しやすいよう、他社の集中日を回避し株主総会を開催するよう検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使は実施しておりませんが、今後、株主数、株主構成等を勘案し、検討を行ってまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在特段の取組みは行っておりませんが、今後、株主数、株主構成等を勘案し、検討を行ってまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在は英文による提供は考えておりませんが、今後、株主構成等を勘案し、検討を行ってまいります。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、適時開示情報や決算情報、特定証券情報等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署としております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス・リスク管理規程を整備し、管理体制を構築するとともに、コンプライアンス並びにリスク重要性を社内に浸透させ、当社を取り巻くステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、鍼灸接骨院運営を通して日本社会の健康を支えることを目的として事業活動を行うことで、持続可能な社会の実現に寄与することを目指しております。地域医療の一翼を担う存在として、地域社会との共生のため、地域コミュニティとの連携強化や環境美化活動等の取組みをおこなっております。 また、高品質なサービスを提供するためには、施術者自身が心身ともに健康で幸福であることが不可欠であると考えており、従業員の労働環境の改善や働きやすい職場環境の整備に注力しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、適時・適切な情報開示を重要な経営責任のひとつであると認識しており、透明性の高い経営の実現を目指すべく、適時開示体制を構築し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対して迅速、正確、公平な企業情報の開示に努めております。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しておりませんが、任意で、内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っております。内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。

当社の内部統制システム構築の基本方針は、次のとおりであります。

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。
  - ii. 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - iii. コンプライアンスの状況は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されなければならない。各部門長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
  - iv. 取締役社長直轄の内部監査担当を設置する。内部監査担当は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、監査役と連携し定期的に監査を実施し、その結果を取締役社長及び取締役会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - ii. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直す。
  - ii. リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行う。
  - iii. 不測の事態が発生した場合には、取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - iv. 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役社長及び取締役会に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
  - ii. 取締役は、取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また、経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し経営政策、経営戦略を進言する。
  - iii. 「業務分掌規程」により明確化された業務分掌により業務運営を行う体制とするとともに、「職務権限規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図るとともに、迅速性及び効率性を確保する。
- ホ. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - i. 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用し、必要な子会社への指導、支援を実施する。

- ii. 監査役及び内部監査担当は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査結果については、取締役社長及び取締役会に報告する。
  - iii. 子会社管理を担当する取締役及び担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行う。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況は、「関係会社管理規程」に基づき定期的に報告を受ける。
- へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i. 監査役は、その職務を補助する使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を命ずるとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
  - ii. 当該使用人の人事異動については、監査役の事前同意又は事前協議を要することとする。
- ト. 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役及び部門長等は、監査役職務を補助する使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知するとともに、当該使用人が監査役職務を補助するのに必要な時間を確保する。
- チ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
  - ii. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- リ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- i. 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。また、子会社にて発生した事項について、当社の子会社管理担当部署を通じて当社の監査役に対して報告する体制を整備する。
  - ii. 子会社の取締役及び使用人並びに当社の子会社管理担当取締役等に対して、当社の監査役が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求められた場合は、当該要請に応じることを義務付ける。
  - iii. 子会社の監査役は、当社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を、当該監査役を通じて適時適切に当社監査役会に報告する。
- ヌ. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。
- ル. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、監査役及び補助使用人の職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、担当部署において審議の上、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理をすることとする。
- ヲ. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - ii. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど、必要な連携を図ることとする。
- ワ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 「財務報告に係る内部統制の基本方針」並びに財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程を定め、これらに基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

カ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制の整備

- i. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」等に明文化し社内に周知する。また、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ii. 反社会的勢力対応の統括部署は管理部とし、管理部において情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役及び使用人が基本方針及び「反社会的勢力排除規程」を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための「反社会的勢力対応マニュアル」等の対応方法を整備し、社内周知する。
- iii. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、一般社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き（第9版）」（2022年12月）及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」を基本理念として尊重し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、それに基づき反社会的勢力排除のための体制を構築し運用することとしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「企業倫理行動規範」及び「反社会的勢力排除規程」において方針・基準等について定めており、全社会議等において繰り返しその内容の周知徹底を図っているほか、全従業員を対象に定期的にeラーニングを実施し、啓発に努めております。

社内管理体制としては、管理部を反社会的勢力排除に関する業務の統制部門とし、「反社会的勢力排除規程」に基づき反社会的勢力との関係遮断に関する社内業務体制を構築・推進しております。

なお、「販売管理規程」、「購買管理規程」及び「反社会的勢力排除規程」において、新たに取引を開始する場合や取引を開始して一定期間が経過したときには、反社会的勢力該当についての所定の調査を経たうえで取引の承認を受けることとしております。さらに、取引先との契約書面には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を設けることを必須としており、その徹底を図っております。

また、不当要求に対しては、全社的な不当要求対応態勢の整備並びに従業員に対する不当要求対応に関する指導及び教育を行うほか、各事業所には不当要求防止責任者を設置するとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」を備置し、不当要求に対して毅然とした対応をとることを周知徹底しております。

外部組織との連携に関しては、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに入会し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めているほか、不当要求防止責任者を設置し所轄の警察署に届け出ており、警察とも連携できる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

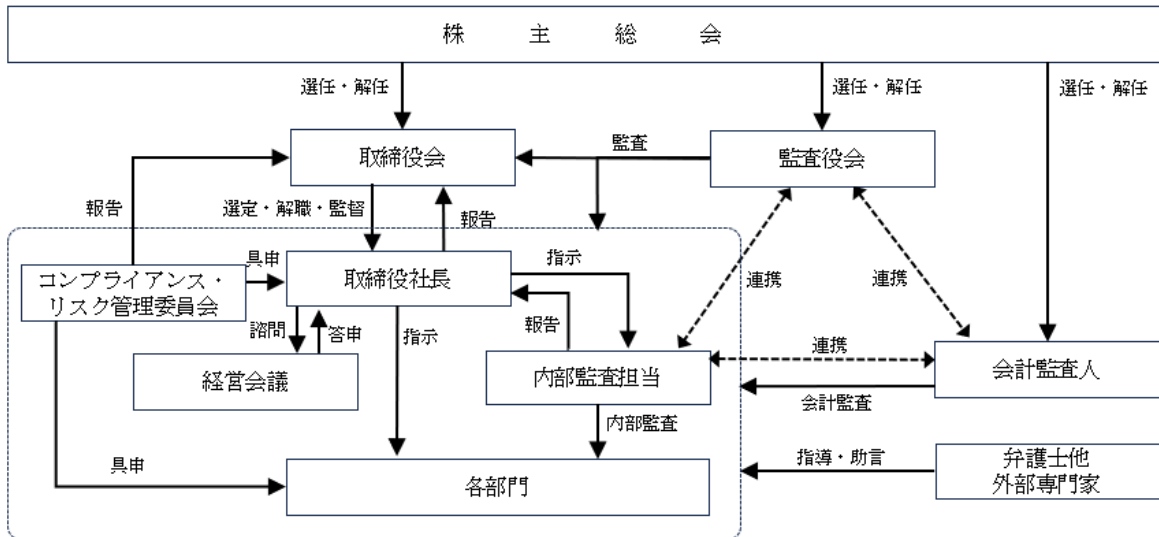
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおり運用しております。
---------------------------------

【模式図(参考資料)】

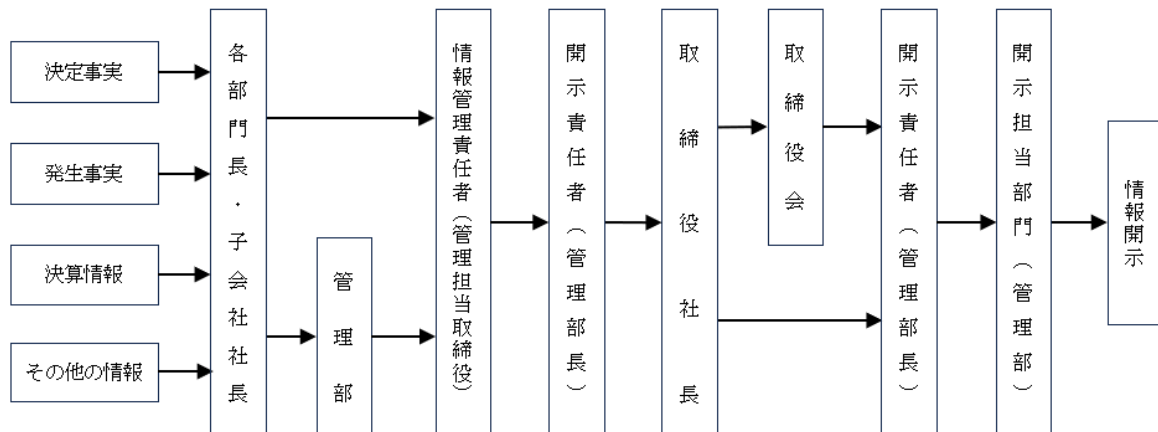
(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



以上